

# ステップアップ 畜産！



西部農業事務所家畜保健衛生課（西部家畜保健衛生所）  
〒370-0074 高崎市下小島町 233  
TEL 027-362-2261、FAX 027-362-2260

## ～記事～

- ★新年度ご挨拶
- ★県内豚熱発生事例の続発（県内 10、11、12 例目）について
- ★令和6年度の西部管内野生イノシシにおける豚熱感染状況
- ★豚熱ワクチン接種関連情報
- ★韓国における口蹄疫の続発について
- ★産業廃棄物管理票交付状況報告書の報告時期です！
- ★「畜産環境保全のしおり」をご活用ください
- ★令和6年度定期報告書の提出について
- ★令和7年度西部家畜保健衛生所の新体制について

## ～別添資料～

- ★死亡豚の産業廃棄物管理票（マニフェスト）について

## ★新年度ご挨拶

西部農業事務所家畜保健衛生課長 瀧澤 勝敏

令和7年4月1日付で西部農業事務所家畜保健衛生課長に着任しました瀧澤です。令和7年度の定期人事異動により職員5名の転出、転入がありましたが、前年度に引き続き11名体制で西部地域の家畜衛生並びに畜産振興業務に全力を傾ける所存であります。

さて、令和6年度の国内における特定家畜伝染病の発生状況は、豚熱6県7事例（県内2事例）、一方、高病原性鳥インフルエンザは14道県51事例（約932万羽）の発生がありましたが、群馬県内では養鶏農家、関係者の協力の元、発生事例はありませんでした。海外に目を向けますと、韓国での2年振りの口蹄疫発生、アフリカ豚熱の発生拡大など、隣国での発生により我が国の畜産業が脅かされている状況にあります。このため各飼養者におかれましては病原体侵入防止のため、農場防疫体制を確認・見直していただき、衛生管理基準の遵守及び異常家畜発見時における早期通報の徹底をお願いいたします。

群馬県では「持続可能な農業の体制強化」のため、有機・循環型農業を推進しております。この取組の中で畜産業においては耕畜連携の推進のため、良質な堆肥を地域内に供給する役割のほか、周囲の環境に配慮した経営を行う必要があります。今後も畜産経営を続けていく中で「持続型農業」はとても大切な課題であ

り、飼養者、関係者及び農業事務所等が力を合わせ、地域の畜産業を担っていくことが重要です。引き続き皆様のご理解とご協力をお願いし、新年度のあいさつとさせていただきます。

## ★県内豚熱発生事例の続発（県内 10、11、12 例目）について

令和 7 年 1 月、2 月、4 月に前橋市において 3 例の豚熱が発生しました。短い期間で続発していることから、発生地域のウイルス濃度がかなり高くなっていることが推察され、発生地域からより広域にウイルスが拡散していく可能性も十分に考えられます。群馬県では相次ぐ豚熱の発生を受け、令和 7 年 4 月 8 日付けの群馬県告示号外（第 1 号）により県内全養豚場における緊急消毒命令を発出しました（リーフレット送付済み）。豚舎内へのウイルス侵入を防止するため、豚舎及び堆肥舎周囲での消石灰散布を継続してください。

豚熱の発症は、免疫の空白期間がある離乳豚で確認される可能性が高いため、離乳豚において豚熱ワクチン接種前後での死亡や元気消失、慢性的な下痢などがみられましたら、家畜保健衛生所もしくは管理獣医師へ通報してください。

### 【県内 10・11・12 例目の防疫措置状況】

事例	殺処分開始	殺処分終了	殺処分頭数	防疫措置完了	従事者数
県内 10 例目	1 月 23 日	1 月 28 日	5,529 頭	2 月 3 日	延べ 1,540 人
県内 11 例目	2 月 21 日	2 月 28 日	7,944 頭	3 月 10 日	延べ 2,143 人
県内 12 例目	4 月 4 日	4 月 13 日	7,348 頭	4 月 21 日	延べ 2,615 人

※防疫措置従事者：国・他県（獣医師）、市町村、独立行政法人、JA グループ、建設業協会、農村整備建設協会、測量設計業協会、トラック協会、バス事業協同組合、民間防除事業者、民間警備事業者、民間人材派遣事業者及び県職員

## ★令和 6 年度の西部管内野生イノシシにおける豚熱感染状況

〈R6 年度 西部管内野生イノシシ検査状況〉

市町村	高崎	富岡	安中	藤岡	甘楽	下仁田	神流	南牧	上野	合計
検査数	125	24	158	5	8	0	0	8	0	328
陽性数	9	0	3	0	0	0	0	2	0	14

管内全体の検査数は 328 頭で、そのうち陽性事例は計 14 頭でした。また、隣接する長野県や埼玉県との県境でも豚熱感染の野生イノシシは確認されており、豚熱ウイルスは現在も非常に身近に存在していると考えられます。

春は野生イノシシが子育てしながら移動する時期であり、感染が確認されていない地域においてもウイルスが確認される可能性が予想されます。

農場周囲からのウイルス侵入防止のため、野生動物侵入対策、人や車による持ち込み防止対策徹底の継続をお願いします。

## ★豚熱ワクチン接種関連情報

### ・繁殖豚等の豚熱ワクチン接種

繁殖母豚・種雄豚及び続けて6カ月以上飼養する豚については、初回接種から6カ月後に2回目、その後年1回の追加接種を実施しております。そのため、順次、各農場において繁殖豚の一斉接種を実施していきます。また、育成豚(導入・自家産問わず)についても、繁殖前の2回目接種を忘れずをお願いします。

### ・飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種制度

令和5年度より開始された「認定農場における飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種制度」は随時申請を受け付けております。飼養衛生管理基準の遵守状況の取り組み姿勢により認定の判断を行いますので、認定を希望する方は、農場の飼養衛生管理について再度確認をお願いします。

飼養衛生管理者登録のための研修会は不定期開催となっておりますので、研修会の案内は、認定農場にのみ通知させていただいております。

なお、制度について不明な点がありましたら、お問い合わせください。

手続きのための様式は群馬県 HP からダウンロードできますので、ご活用下さい。

群馬県 HP (畜産課)「豚熱対策について」のページの「県内における豚熱ワクチン接種について」の項目をご覧ください。

◆<https://www.pref.gunma.jp/page/187305.html>

◆「群馬県 豚熱対策」で検索



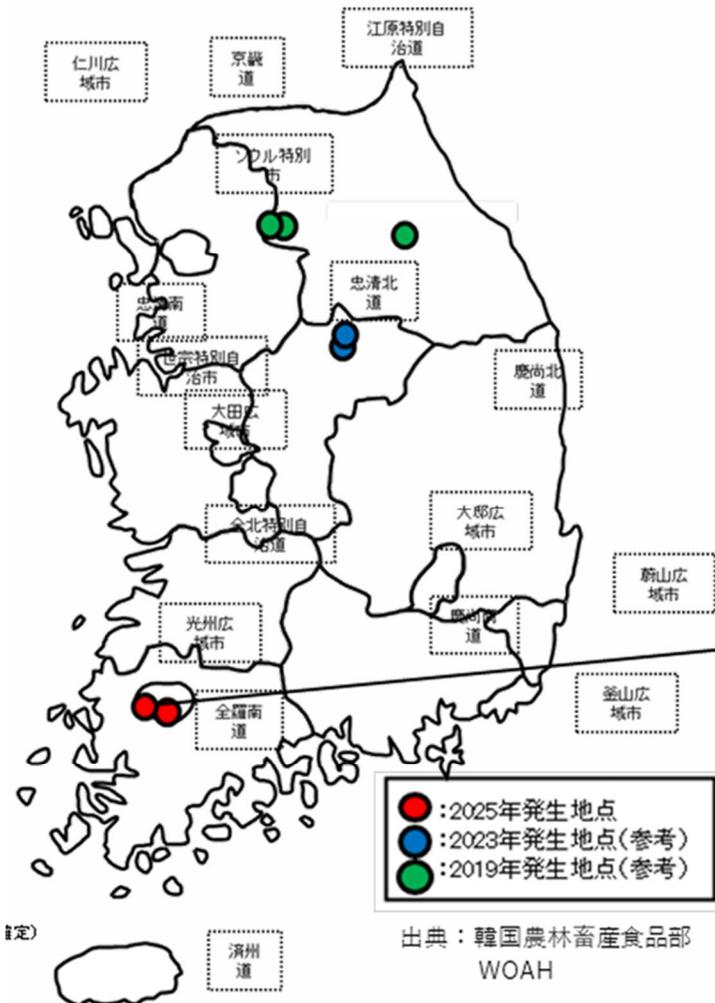
### ・豚熱抗体検査(免疫付与状況検査)

豚熱ワクチン接種後の抗体付与状況の調査や、離乳豚へのワクチン接種適期の推定のため、農場や食肉処理場での採血を随時実施しております。子豚の移行抗体価と日齢はワクチン接種適期を推定するための重要な要素となりますので、生年月日等は必ず記録してください。可能であれば、どの母豚から生まれた子豚であるかも記録してください(母豚の抗体価と移行抗体価の相関をみることができます)。

農場管理者における正確なワクチン接種状況の把握は、豚熱防疫の必須事項となっております。最大限効果のあるワクチン接種を実施してくため、引き続きご協力をよろしくをお願いします。

## ★韓国における口蹄疫の続発について

韓国において、2025年3月13日から4月13日までに19件の口蹄疫の発生が確認されています（下図参照）。発生場所である全羅南道は朝鮮半島の最南部に位置し、現在、我が国へ侵入するリスクが極めて高い状況が続いています。



全羅南道（19件）	
3月13日（確定日は14日）	霊岩郡 牛：1件（O型）
3月14日（確定日は15日）	霊岩郡 牛：3件（O型）
3月15日（確定日は16日）	務安郡 牛：1件（判定不能）
3月17日	霊岩郡 牛：3件（O型）※
3月18日	霊岩郡 牛：2件（O型）※
3月19日	霊岩郡 牛：2件（O型）※
3月20日	霊岩郡 牛：1件（O型）※
3月23日	霊岩郡 牛：1件（判定不能）※
4月10日	務安郡 豚：2件（O型）※
4月12日	務安郡 豚：2件※
4月13日	務安郡 豚：1件※

\*関連農場2農場（いずれも検査陽性）あり。

2025年4月14日時点  
農林水産省動物衛生課

畜産農家の方々は伝染病侵入リスクがあることを意識して、改めて以下の防疫対策に努めて下さい。

- 看板の設置などにより衛生管理区域内への関係者以外の立入を防止する。
- 農場の出入り時は、専用の靴・衣服を着用し、手指を消毒するとともに、持ち込む物品や出入りする車両の消毒を徹底する。
- 畜舎の出入り時は、専用の靴・衣服\*を着用し、手指を消毒するとともに、飼養管理で使用する物品は定期的に消毒する。
- 口蹄疫が発生している国への渡航は可能な限り控えるとともに、これらの国からの郵便物等は衛生管理区域に持ち込まないようにする。
- 家畜の健康観察を毎日行い、異状があれば家畜保健衛生所に通報する。

## ★産業廃棄物管理票交付状況報告書の報告時期です！

死亡した家畜の処分を、処理委託契約を締結した業者に依頼した農家の皆様は、「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」により1年分の実績を取りまとめて、下記提出先へ令和7年6月末までにご提出ください。

※詳細は、別添 各畜種の「産業廃棄物管理票（マニフェスト）について」をご覧ください。

〈提出先〉

農場所在地	提出先
高崎市の方	高崎市 環境部 産業廃棄物対策課 〒370-8501 高崎市高松町 35-1 TEL：027-321-1325
高崎市以外の市町村の方	西部環境森林事務所 〒370-0805 高崎市台町 4-3 TEL：027-323-5530

## ★「畜産環境保全のしおり」をご活用ください

畜産環境保全に関する知識の啓発を図るため、群馬県では「畜産環境保全のしおり」を作成し、ホームページ（<https://www.pref.gunma.jp/page/9529.html>）に掲載しました。ご確認いただき、家畜排せつ物処理等にご活用ください。

以下にその一部、害虫対策を掲載します。気温が上昇するこれからの時期に必要な、早めのハエ対策にお役立てください。

### (1)ハエの発生成長を予測

1. 気象条件を考慮し、初夏にかけて定期的に殺虫剤を散布する。
2. 秋ハエ発生ピーク前から、定期的に殺虫剤を散布する。

### (2)環境整備

1. 畜舎内外をこまめに清掃し、除草等にも努める。
2. 速やかな除ふん、速やかな処理を心がけ、食べ残しの飼料も適切に処理する。

### (3)ウジ対策

1. ふんをオガクズなどで十分に水分調整し、発酵や乾燥を促進させる。
2. 発育抑制剤（IGR剤）を用いて、幼虫発生場所での初期防除を心がける。
3. 排尿溝にはウジ返しをつける。貯尿槽には定期的に殺蛆剤を使用する。

### (4)ハエ対策

1. 粘着シート・捕虫器・ネットなどを利用する。
2. 残効性のある殺虫剤を天井や壁に噴霧する。
3. 同系統の殺虫剤を使用し続けると、薬液耐性のハエが増加し、殺虫剤の効果が低下するため、2～3系統の殺虫剤を時期・回数により使い分ける。

主な殺虫薬剤	特 性
ピレスロイド系	速効性で、残効性が少ない。人畜への毒性が低く、安全性が高い。
有機リン系	分解が早く、体内残留性が低い。特性は薬剤により差がある。
カーバメイト系	速効性で毒性が強い。

## ★令和6年度定期報告書の提出について

期限内の提出にご協力ありがとうございました。まだ提出されていない方は、**至急提出をお願いします。**

また、報告書に基づく飼養衛生管理の実施状況確認（立入調査）対象の飼養者の方には電話連絡をいたしますので、調査のご協力をお願いいたします。

《注意》

- ・年内に畜舎等の増改築や増頭等を行った場合には再度提出をお願いします。
- ・未報告の場合や飼養衛生管理基準が遵守されていないと判断された場合には、勧告や罰則の対象となり、農場で伝染病が発生した場合に国から支給される手当金が減額または不支給となる場合があります。

## ★令和7年度西部家畜保健衛生所の新体制について

4月の人事異動により以下の転出・転入がありました。どうぞよろしくをお願いします。



西部家畜保健衛生所 〒370-0074 高崎市下小鳥町233  
TEL 027-362-2261 (緊急時 24時間対応) FAX 027-362-2260

★ 畜産業を廃業された方に送付された場合は、お手数ですがご連絡ください。